

懇談会 運営資料

平成 17 年 3 月 3 日

出雲河川事務所

斐伊川流域の水辺を考える懇談会

設 立 趣 旨

斐伊川流域の歴史は、洪水防御と新田開発、用水確保、舟運の発展など斐伊川の変遷とともにあり、沿川の人々の暮らしは、斐伊川のもたらす恵みを楽しみながら発展してきた。流域の暮らしは今も斐伊川と密接なかわりを持っており、これからの流域における地域づくりを考えるに際しては、この斐伊川の水や自然、景観などどう捉え、どう向き合っていくのかが大きなテーマとなる。

斐伊川流域の中でも、美しい景観を保ち、地域のシンボルとして愛されている宍道湖は、島根県を代表する観光資源であり、近年も斐川なぎさ公園、秋鹿なぎさ公園、岸公園などの湖畔公園、水辺を活かした県立美術館や宍道湖ネイチャーランドの整備、堀川遊覧船が運航する松江堀川の導水事業など、地域づくりへの活用が進んでいる。さらに、昨年度は後世に残すべき風景として宍道湖水辺八景が新たに選定されるなど、水辺と暮らしのあり方を考える多くの材料を提供している。

経済の衰退や加速する少子高齢化などの課題を克服し、斐伊川流域が活力ある地域を創造してゆくには、地域への愛着を取り戻し、地域資源をうまく活用していく視点と努力が欠かせない。

そこで、宍道湖周辺の取り組みなどをモデルケースとし、斐伊川流域の水辺の地域づくりや水辺景観のあり方などについて提言をいただくことを目的に、「斐伊川流域の水辺を考える懇談会」(仮称)を設立し、将来にわたる斐伊川流域発展の一助とする。

斐伊川流域の水辺を考える懇談会規約（案）

（総則）

第1条 本規約は、「斐伊川流域の水辺を考える懇談会」（以下、「懇談会」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本懇談会は、将来にわたる斐川流域発展の一助とすべく斐伊川流域の水辺の地域づくりや水辺景観のあり方について提言することを目的とする。

（組織）

第3条 懇談会の委員は別表1に掲げるものを持って構成する。

（討議事項）

第4条 以下の事項について議論する。

- （イ） 斐伊川流域における水辺の地域づくり、水辺景観のあり方
- （ロ） その他必要と認められる事項

（懇談会の開催）

第5条 懇談会は必要に応じ開催するものとする。

（情報公開）

第6条 懇談会は報道関係者には原則公開とする。なお、懇談会の内容については積極的に情報提供を行う。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項については、懇談会で定める。

（事務局）

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省出雲河川事務所に置く。

（付則）

この規約は平成17年 月 日から施行する。

【斐伊川流域の水辺を考える懇談会委員名簿】

氏 名	所 属
木幡 修介	山陰中央新報社相談役
塩飽 浩一郎	日本旅行業協会島根地区会会長
田江 泰彦	島根県経済同友会代表幹事
野津 登美子	ホシザキグリーン財団企画交流課長心得
福島 律子	島根県教育委員会教育監
藤岡 大拙 (座 長)	島根県立島根女子短期大学学長
丸 磐根	島根県商工会議所連合会会頭
吉田 薫	風景研究室代表

敬称略、五十音順

今後の予定（案）

平成17年5月～6月	第二回懇談会 1) 第一回懇談会のフォローアップ 2) 現地見学 3) 宍道湖周辺の水辺のまちづくりアンケート結果報告 4) 自由討議
平成17年9月～10月	第三回懇談会 第二回までの懇談会を踏まえ適宜設定
平成18年1月～2月	第四回懇談会 中間とりまとめ（案）について
平成18年3月	中間とりまとめ この間3～4カ月に1回懇談会を開催
平成19年3月	提言